

○厚生労働省令第百十一号

毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第四十条の二第五項及び第四十条の五第二項第一号の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年七月二日

厚生労働大臣 坂口 力

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「車両等に積み替えるための構造を有する容器であつて、」を削り、「ポータブルタンクに該当する」を「ポータブルタンク及びロードタンクビークルに該当する」に、「この項」を「この条」に、「ポータブルタンク」を「ポータブルタンク等」に、「ポータブルタンク」を「ポータブルタンク等」に改める。

第十三条の三を次のように改める。

（交替して運転する者の同乗）

第十三条の三 令第四十条の五第二項第一号の規定により交替して運転する者を同乗させなければならない場合は、運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合とする。

- 一 一の運転者による連続運転時間（一回が連続十分以上で、かつ、合計が三十分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）が、四時間を超える場合
- 二 一の運転者による運転時間が、一日当たり九時間を超える場合

附 則

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。